

県政みたま

扶川
あつし

日本共産党



発行
県議会議員
扶川敦
板野町犬伏字
大坪78-1
Tel.672-5875
2005. 10. 14号

何でも！
お気軽に
ご相談を

「土砂埋め立ての規制で環境守る」

徳島県生活環境保全条例に提案内容が反映されました

土砂の埋立を規制する県条例に、委員会で私の提案内容が反映されました。以下、ご報告します。

三千㎡以上埋め立ては知事の許可必要

2005年春に制定された「徳島県生活環境保全条例」のうち、土砂の埋立を規制した部分などが、2005年10月1日から施行されました。

条例によると業者は、三千平方メートル以上の土砂を運び込んで埋めたり盛ったりする場合は、知事の許可を得なければなりません。一方知事は、その土砂が土壌基準を満たし、なおかつその堆積が災害を招かないよう一定の構造基準を満たしていなければ、工事を許可してはいけません。違反した業者には、罰則があります。

地下水汚染や災害を防ぐため

今年3月、茨城県神栖町の飲料用の井戸から、環境基準の450倍にあたる高濃度のヒ素が検出されたことが話題になりました。ヒ素を含むコンクリート塊が埋まっていたことがわかりました。有害物質を含む土砂の埋立によって、万一地下水汚染が起これば、取り返しのつかない事態になります。

徳島県下でも、各地で産業廃棄物の混入が疑われる建設残土が持ち込まれて、問題になっています。



阿讃山脈山頂付近に持ち込まれた残土（鳴門市）

一部違法行為は是正させたが

残土処理問題で私は平成15年度から16年度の環境対策特別委員会の中で、県下各地の具体事例を取り上げ、いくつかは是正させてきました。

混入して埋めれば、大きなもうけをあげることもできるわけです。

実効性ある条例が必要だと議論

県生活環境保全条例のあり方を議論してきた徳島県環境審議会は、知事の「許可」でなく「届出」による規制案を答申しました。

これに対し私は、県議会環境対策特別委員会の中で、それでは効果が疑わしいと指摘しました。千葉県はじめ先進県の事例をあげながら、実効ある条例となるよう要求しました。罰則をもうけることや対象となる工事の規模も、可能な限り小さいものまで含めるよう求めました。

住宅の間際に積み上げられた残土（小松島市）



残された課題も

残された課題はいくつもあります。

第一に、千葉県などでおこなわれているように、市町村でも、県より面積要件を狭くして、小規模な埋め立ての場合にも適用できる市町村条例をつくるべきです。

その後出されてきた県条例案は、先行している愛媛県の条例の内容に近い、全国的に見ても比較的厳しい中身になりました。

県条例は、周辺住民の同意を義務づけていないという不十分さを残していますが、勝浦町の条例は、同意事項を設ける優れた内容を持っています。

第二に、土砂の埋め立てだけでなく、土砂の採取についても規制するべきです。

土砂採取については、採石法や森林法等による開発規制があります。が、いずれも不十分で、全国各地で規制条例がつけられています。

今後神戸空港建設などで土砂の需要増が見込まれるなか、一つ間違えれば、阿讃山脈などが乱開発の危険にさらされます。実際に具体例もあり、この問題は、また稿を改めてご報告したいと思えます。いずれにせよ、徳島県生活環境保全条例については、引き続き制度改善を求めます。



土砂投棄現場の調査（勝浦）